

資料６

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～」を公布しました

神奈川県は、令和４年10月21日、障がい者に関係するすべての人が、本人の気持ちになって考える「当事者目線の障がい福祉」を進めるために条例を公布しました。今後、県民、市町村、関係団体などが一体となって、「ともに生きる社会かながわ」を目指していきます。

　　１　目的

当事者目線の障がい福祉の推進を図り、もって、障がい者が差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的としています。

　　２　基本理念

　　　　全ての県民が人として大事にされ、自分の生き方を自分で決められることや、住みたいと思う場所で自分らしく暮らせるようにすることなど、基本理念を定めています。

　　３　県、県民、事業者及び障がい福祉サービス提供事業者の責務

当事者目線の障がい福祉の推進のための県、県民、事業者及び障がい福祉サービス提供事業者の責務について定めています。

　　４　意思決定支援の推進

・　障がい福祉サービス提供事業者は、「意思決定支援」を実施するように努めらなければなり

ません。

・　県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備し、障がい福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行います。

　　５　障がいを理由とする差別、虐待等の禁止

すべての人は、障がい者に対し、障がいを理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはなりません。

　　６　障がいを理由とする差別に関する相談、助言等

県は、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談

体制その他必要な体制を整備します。

　　７　社会的障壁の除去

県及び事業者は、障がい者から生活しづらいことや困ったことがあると言われなくても、

負担が大き過ぎない時は、合理的な配慮を行うよう努めます。

　　８　虐待等の防止、早期発見等

・　県は、市町村その他の関係機関と連携し、障がい者に対する虐待等の防止に関し、障がい福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うとともに、障がい者に対する虐待に係る通報に関する普及啓発を行い、早期発見及び早期対応のための体制を整備します。

・　障がい福祉サービス提供事業者は、障がい者に対する虐待等を防止するために、その従業

者に対し、研修及び啓発を行うよう努めます。

　　９　障がい者の家族等に対する支援

県は、障がい者の家族等の日常生活における不安の軽減を図るため、障がい者の家族等に

対し、情報の提供、相談の実施、助言その他の必要な支援を行います。

　　10　障がい者の社会参加

県は、障がい者の福祉に係る政策立案過程への障がい者の参加を促進するとともに、障がい

者主体の活動の推進に努めます。

　　11　人材の確保、育成等

・　県は、障がい者の福祉に係る事業に従事する人材の確保、育成を図るため、情報提供、

研修などを行うとともに、職場への定着を図るための措置を講じます。

・　県は、県民等に、障がい者の福祉に係る活動や仕事への関心を深めるための措置を講じま

す。

　　12　施行期日

この条例は、令和５年４月１日から施行します。

詳細についてはこちらをご覧ください　⇒

